

原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年9カ月が過ぎようとしていますが、今なお8万6,000人近い人々が全国47都道府県で不安な避難生活を送っています。

政府は昨年、災害救助法の適用によって実施してきた自主避難者（区域外避難者）に対する借り上げ住宅等の無償提供を2017年3月限りで打ち切り、支援策に切り替えることを決定しました。打ち切り対象世帯は1万2,500世帯といわれ、本町においても23世帯を数えています。

しかし、期限が3か月後に迫った今も、対象者の実態把握は途上であり、支援策についても対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者の要請に応えるものとはなっていません。

自主避難者にとって住宅は最も基本的な生活の基盤です。避難者を受け入れている山形県や新潟県、そして山形市、米沢市などの自治体からも支援継続の声が寄せられています。

2012年に制定された「原発事故子ども・被災者生活支援法」は、被災者一人ひとりが自らの意思で居住・移動・帰還の選択を行うことができるように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援する」ことをうたっています。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立によってなされるべきです。

よって本議会は、下記の事項を強く求めるものです。

記

1. 福島県は、福島第一原発事故被災者の置かれている現状把握及び支援策遂行のいずれもが途上にあることに鑑み、2017年3月限りの住宅支援打ち切りの方針を撤回すること。
2. 福島県は、避難指示区域内外を問わず避難当事者の意見を十分に聴取し、支援策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月12日

福島県伊達郡桑折町議会

福島県知事 殿